

(2) 出願時に申請する方法 [受付期間 10月1日(月)～10月12日(金)(消印有効)]

出願時に申請する場合は、次のア～ウの書類を取りそろえて、出願期間内(10月1日(月)～10月12日(金))に出願(注3)してください。

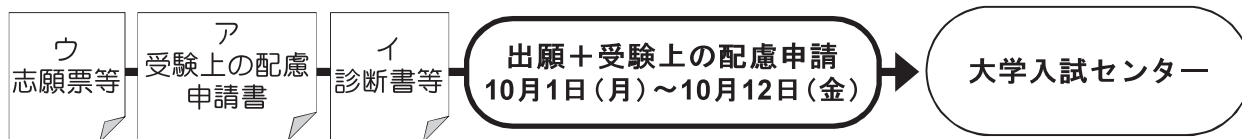
【この冊子とじ込み】

ア 受験上の配慮申請書

イ 8～15ページの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等(注2)

【受験案内に添付】

ウ 志願票等の所定の書類



(3) 個人情報の取扱いについて

提出書類及び個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人大学入試センター保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」に基づいて、適切に取り扱います。詳しくは、受験案内54ページを参照してください。

(備考)

- 1 (注1)の申請書類の送付については、「高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は中等教育学校の卒業見込みの者」(以下「卒業見込者」という。)は、在学している学校で取りまとめて、個人で直接大学入試センターに郵送してもどちらでも構いません。
- 2 (注2)の医師の診断書には、希望する全ての受験上の配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、医師に必ず記入してもらってください。
また、医師の診断書や状況報告書等以外にも、障害等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから追加で書類等の提出を求める場合があります。
この場合、「受験上の配慮事項審査結果通知書」の到着が遅れることがあります。
- 3 (注3)の出願書類について、「卒業見込者」は、在学している学校に提出してください。

3 受験上の配慮事項の決定

受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上、受験上の配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。